

理窓ビジネス同友会運営細則

(規約第4条活動部会)

第1条

1. 理事会は毎月PORTA神楽坂で開催することを原則とするが、1月と8月は休会とする。
2. 研修担当理事は、理事会をはじめ、本会の諸会合のために必要な準備と手配をし、特に理事会におけるプログラムの準備に努める。
3. 広報担当理事は、会報及び名簿の編集、理事会のプログラム作成・ホームページの更新等、会員・東京理科大に関するニュースを伝え、会員の親睦と出席を増進させるよう努める。
4. 親睦担当理事は、本会活動の基盤となる会員相互の関係を広げ、友好を深めるために、諸企画を立案し、その社交的活動に会員が参加するよう努める。
5. 会員増強担当理事は、適格な新会員を増強し、また、退会を防ぐため必要な啓蒙を会員に対し行い、その方策の研究、指導に努める。
6. ビジネス支援相談担当理事は、適時会員からの相談に乗り、会員間の紹介、東京理科大学等への依頼など、技術・金融・人材など多岐に亘って会員のビジネス支援に努める。
7. 企業研究セミナー担当理事は、東京理科大学・山口東京理科大学・諏訪東京理科大学と協力し合い、就職活動支援をおこなう。
8. 事務局担当理事は、全会員の記録を整理保管し、ビジネス同友会ネットの管理を行う。各会合の通知を作成・発送し、その会合の議事録を保管する。また、会長の秘書であり、その業務処理に努める。
9. 全理事は、担当外でも上記各理事の補佐に努める。

(規約第13条第9号慶弔)

第2条

1. 会の発展、繁栄に貢献した会員を表彰することができる。
2. 会の発展、繁栄に貢献した会員が所属する企業の祝事に対し、金一封をもって慶意を表することができる。
3. 役員及び会員の死亡、又は役員の配偶者・両親・子供の死亡の場合には、会長名で生花等を贈り弔意を表する。
4. 会員の配偶者・両親・子供の死亡の場合には、会長名で弔電を打ち弔意を表する。
5. その他会長が必要と認めた場合には会長名で生花等を贈り弔意を表する。

(規約第13条第12号会の運営)

第3条

1. 山口東京理科大学・諏訪東京理科大学でおこなう企業研究セミナーに参加する役員には実費の交通費を支給する。
2. 会の発展、繁栄に貢献した会員が所属する企業の祝事に対し、金一封を持参する役員には実費の交通費を支給する。

1980年9月17日制定

1998年11月27日改定

2003年11月18日改定

2011年9月20日改定

2012年3月21日改定

2013年2月19日改定

2013年11月23日改定